

川崎都市計画区域区分の変更（川崎市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域人口	1,426 千人	1,516 千人
市街化区域内人口	1,420 千人	1,511 千人
保留人口(特定保留)	—	—

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和45年の当初決定以来、6回の見直しを行ってきたところですが、今回、平成22年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、区域区分の区域、目標年次、人口フレームを本案のとおり変更するものです。

久末地区等については、道路整備等による区域決定境界の地形地物等の変更に伴う市街化区域への編入を行います。黒川地区等については、道路整備等による区域決定境界の地形地物等の変更に伴う市街化調整区域への編入を行います。

殿町3丁目地区については、高規格堤防事業により、一部河川区域の変更を行ったため、市街化調整区域への編入を行います。

また、殿町3丁目地区、上作延地区、片平・栗木地区については、区域決定境界としていた地形地物に変更されたことに伴い、界線根拠を変更するものです。

川崎都市計画区域区分

新旧対照表

(新)

川崎都市計画区域区分の変更（川崎市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域人口	1,426 千人	1,516 千人
市街化区域内人口	1,420 千人	1,511 千人
保留人口(特定保留)	—	—

(旧)

川崎都市計画区域区分の変更 (川崎市決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 12 年	平成 27 年
都市計画区域人口	1,250 千人	1,389 千人
市街化区域内人口	1,246 千人	1,384 千人
保留人口(特定保留)	—	—

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳
	新	旧	
市街化区域	<u>12,728</u> ha	<u>12,728</u> ha	△0.19ha 市→調 △ 0.24ha 調→市 0.05ha
市街化調整区域	<u>1,707</u> ha	<u>1,707</u> ha	+0.19ha 市→調 0.24ha 調→市 △ 0.05ha
都市計画区域	14,435ha	14,435ha	